



いそざき議員、はまぐち議員

3/27参議院経済産業委員会

3/28参議院予算委員会

中小企業支援
を訴える！

日本経済全体での賃上げ実現のため、
政府による価格転嫁対策の強化、**下請法改正の早期施行**を求める！

▶ 中小企業のための価格転嫁対策

中小企業は、原材料を海外から輸入しており、正に**円安影響が直撃**している。**為替リスクによる原材料価格の変動**について、中小企業は適切な価格転嫁ができているのか？
政府の見解を伺いたい。



いそざき哲史
参議院議員

【武藤容治 経済産業大臣の答弁は動画をご視聴ください】

【いそざき哲史 参議院議員】

数千点もの部品を扱う企業もある中で、現場からは**帳票類の統一化**などを求める意見も出ている。また、アンケート等の**政府調査で拾える声は中小企業全体（約330万社）のごく一部の数パーセント**に過ぎず、どの企業が適切に対応しているかの実情把握は十分ではない。**見えない実態が存在することも考慮した上で、情報収集体制の強化や労務費転嫁指針などの周知などに、取り組んでいただきたい。**



武藤容治
経済産業大臣

。
【武藤容治 経済産業大臣の答弁は動画をご視聴ください】

賃上げ実現に向けた下請法改正の早期施行

中小の賃上げに間に合うよう、
下請法改正の施行を26年1月までに実施いただきたい。
 そうしなければ**来年度の賃上げに、法改正の効果が出ない!**



【石破総理】の答弁は
 動画をご視聴ください。

石破茂
内閣総理大臣



【武藤大臣】の答弁
 は動画をご視聴ください。

武藤容治
経済産業大臣

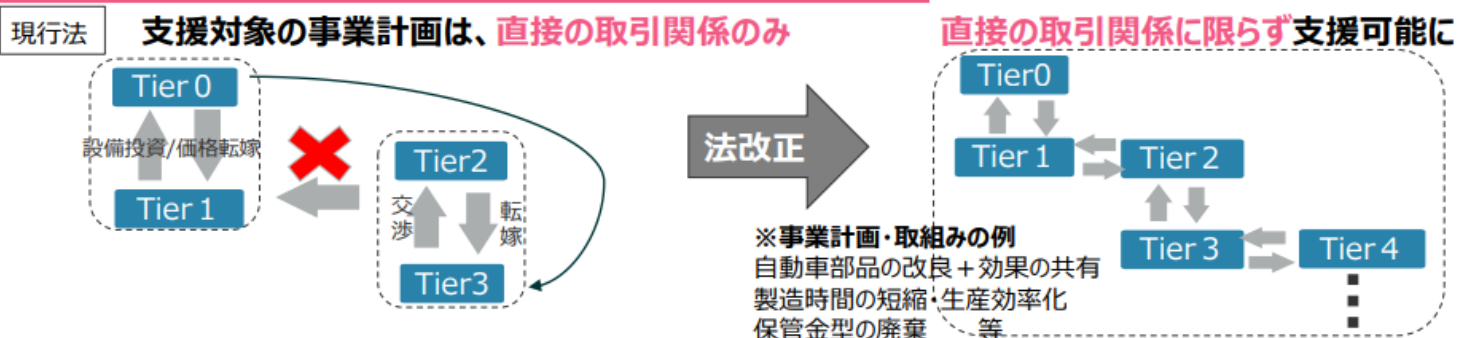
下請法改正のポイント

- ✓ 協議を行わない、必要な説明や情報を提供しないことなどによる、**価格据え置き**の禁止
- ✓ 物流24年問題への対応として、**発荷主と元請運送事業者の取引**を新たに対象化
- ✓ 適用基準に、**従業員数300人の区分**を新設
- ✓ **直接の取引先のみならず**、その先の取引先まで**支援可能**に

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案	
背景・概要	
<ul style="list-style-type: none"> 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。 このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。 	
1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）	
<p>【規制内容の追加】</p> <p>(1) 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（価格据え置き取引への対応）</p> <p>●対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。</p> <p>(2) 手形払等の禁止</p> <p>●対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。</p> <p>※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。</p> <p>【規制対象の追加】</p> <p>(3) 運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】</p> <p>●対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。</p> <p>(4) 従業員数300人の区分を新設</p> <p>●従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び振興の対象を拡充。</p>	<p>【執行の強化等】</p> <p>(5) 面的執行の強化</p> <p>●関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。</p> <p>※その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ●製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。 ●運送等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。 ●運送料の対象に、代金を減じた場合を追加。 ●既に違反行為が行われていない場合等の動向に係る規定を整備。
2. 振興の充実（下請中小企業振興法）	
<p>(1) 多段階の事業者が連携した取組への支援</p> <p>●多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。</p> <p>(2) 適用対象の追加</p> <p>①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加 ②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。</p>	<p>(3) 地方公共団体との連携強化</p> <p>●国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。</p> <p>(4) 主務大臣による執行強化</p> <p>●主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。</p>
3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）	
<ul style="list-style-type: none"> ●用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。 ●略名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。 	
施行期日	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

改正内容①（多段階の事業者が連携した取組への支援）

【第5条関係】



◆ 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、**2以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援**できる旨を追加。

⇒ **直接の取引先との関係のみならず、サプライチェーン全体の取引適正化等の取組を促すメッセージ**

参考) 公正取引委員会「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」
 中小企業下請法・下請振興法改正法案の概要

本件に関するお問い合わせ・ご感想は自動車総連 業種政策局までご連絡ください。
 (右のQRからご入力いただけます)
 本質疑詳細内容は、インターネット審議中継にて録画をご覧いただけます。
<https://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>

